

【ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業のしおり】

1. 目的

在宅のひとりぐらし高齢者、在宅のひとりぐらしの重度身体障害者等に対し、家庭用緊急通報機器を貸与し、緊急事態に迅速な対応が出来る体制を整備することにより、高齢者等の日常生活上の安全確保と精神的な不安を解消し、高齢者等の福祉増進を図ることを目的としています。

2. 概要

- ◆ひとりぐらしの高齢者等の自宅に設置された家庭用緊急通報機器と同和警備管制センターに設置されたコンピューターを電話回線で結んだオンラインシステムです。
- ◆急病や事故など突発的な事態が発生した時、緊急通報装置本体の緊急ボタンやペンダント型の緊急ボタン、リモートスイッチを押すことにより、同和警備管制センターへ緊急事態を知らせ、同和警備より協力員へ安否確認等の出向要請を行います。
- ◆24時間以上センサーに動きが感知されない場合、同和警備管制センターへ自動通報されます。

3. 対象者

角田市内に居住するもので、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 在宅のおおむね65歳以上のひとりぐらし高齢者
- ② 在宅のひとりぐらしの重度身体障害者等の方
- ③ その他市長が特に必要と認めた方

4. 緊急通報機器貸与内容

- ① 緊急通報装置本体
- ② ペンダント型緊急ボタン
- ③ リモートスイッチ
- ④ センサー

5. 利用者負担額

- ① 設置時には下記の条件により機器購入に要する費用の一部を負担していただきます。

- | | |
|-----------------|---------|
| ㊦ 生活保護法による被保護世帯 | 利用者負担なし |
| ㊧ 所得税非課税世帯 | 利用者負担なし |
| ㊨ ㊦㊧に該当しない世帯 | 利用者負担あり |

* 所得税課税年額に応じて負担額決定 *

- ② 利用料負担なし。

6. 設置にあたって

事前に3人の緊急通報協力員を確保していただきます。

(＊緊急時の対応となるため、市内在住の方であることが望ましい。)

7. ご利用にあたって

◎一泊以上家を空ける場合は、介護支援課いきいき長寿係へ連絡をお願いします。

＊24時間以上センサーが動きを感知しない場合、同和警備管制センターへ自動通報されるため

◎下記の場合、すみやかに介護支援課いきいき長寿係へ届け出てください。

★機器等を損傷、又は亡失した場合

★申請内容に変更があった場合

○利用者の住所及び電話番号

○利用者のかかりつけの医療機関の氏名、住所及び電話番号

○緊急事態発生時の連絡先の氏名、住所及び電話番号

○緊急搬送された場合の住居管理者の氏名、住所及び電話番号

○所持している身体障害者手帳の障害名

○協力員の氏名、住所、電話番号、生年月日、利用者との関係、鍵の有無

★緊急通報システム利用者が死亡若しくは、長期入院、施設入所、必要としなくなった場合、または対象者条件から外れた場合

8. 問合せ・申込み先

角田市介護支援課 長寿包括ケア係

電話 63-2151